**静岡市Ｗｅｂ口座振替受付サービス導入・運用業務委託　実施要領**

**（公募型プロポーザル）**

**１　業務名称**

静岡市Ｗｅｂ口座振替受付サービス導入・運用業務

**２　業務内容に関する事項**

（１）事業目的

市民の利便性の向上及び口座振替の推進を図るため、インターネット上で口座振替の

受付を可能とするシステムを構築し、サービスを運用する。

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）事業規模（上限額）

金3,850,000円（消費税及び地方消費税含む）

Ｗｅｂ口座振替受付サービスは令和６年10月１日より開始予定のため、上記の金額

にはサービス導入費用（初期費用）に加え、10月１日～翌３月31日までの６か月分のサービス月額利用料も含む。

また、別途、口座振替申込１件あたりの手数料は110円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

（４）サービス利用想定件数

　　　　26,000件（令和６年10月１日～令和７年３月31日までの６か月分）

（５）契約期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

（６）履行場所

日本国内

（７）市側から提供する資料等

税務システム等の資料及びデータは、必要に応じて受託者に提供する。

**３　応募資格**

　　この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
2. 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
4. 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
5. 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。

**４　スケジュール**

（１）公募開始 令和６年３月21日（木）

（２）質問受付期限　　　　　　　　　　　令和６年４月１日（月）

（３）質問回答（静岡市HP内）　　　　　令和６年４月３日（水）

（４）書類の提出期限　　　　　　　　　　令和６年４月10日（水）17時まで

（５）選定結果通知 令和６年４月22日（月）

　※選定結果の通知後、受託候補者と随意契約の手続きを開始します。

**５　提出書類等**

（１）提出書類

ア プロポーザル参加申請書【様式１】（１部）

イ 会社概要書【様式２】（１部）

ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式３】（１部）

エ 直近の事業計画書、直近１年間の事業報告書及び直近の決算時の財務諸表 （１部） オ 納税証明書（１部） ※コピー可

※国税：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書

※市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書または、未納税額のない証明書

カ 企画提案書（紙媒体　正本１部、副本６部）

キ 見積書（１部）

　※見積金額は消費税及び地方消費税に相当する額を併せて記載すること。

※見積書には代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること。

※内訳明細書には導入費用（初期費用）と月額費用を区分して記載すること。

また、口座振替１件あたりの処理手数料単価も明らかにすること。

（２）提出場所

静岡市会計室

（３）提出方法

窓口への持参または郵送（期日必着）とする。

**６　企画提案書について**

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

（１）書式等

ア　A４版とする。

イ　様式は任意のものとする。

ウ　ページ数の制限は設けないが、内容を簡潔に記載すること。

エ　編綴の方法は自由とする。

（２）記載項目

企画提案書の必須記載項目は、「評価項目一覧＜提案要求事項＞」（別紙１）の「提案書記載内容」のとおりとする。なお、記載順は、評価項目一覧の「中項目」の順に従うこととする。

**７　選定に関する事項**

（１）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目と配点は評価項目一覧に記載のとおりとする。

（２）選定方法

ア　企画提案書の審査については、プロポーザル審査会が行う。

イ　審査委員は、審査基準に沿って審査を行い、評価点を付ける。

ウ　評価点の合計が最も高い事業者を選定業者とする。

※同点の事業者がある場合は、「技術点」のうち「申込者の利便性」の得点が高い方を上位とする。

**８　失格条件**

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

（１） 提出期限を経過した場合

（２） 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合

（３） 提案者が次のいずれかに該当する場合

ア 　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 　暴力団（静岡市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 　役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 　役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（４） 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

（５） その他、この書面に示された条件に違反した場合

**９　その他**

1. 提案に要する費用、条件等

ア　提出書類等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　すべての企画提案書等の書類は返却しない。

ウ　期限後の提出、差し替え等は認めない。

エ　評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホー

ムページに掲載する。

オ　企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施する

ための資料としてのみ取り扱う。

（２）提出先（問い合わせ先）

静岡市　会計室　総務・出納係　担当者　佐野

〒420－8602　静岡市葵区追手町５番１号（静岡市役所静岡庁舎２階）

電話：054-221-1164　　　FAX：054-221-1137

Email：kaikei@city.shizuoka.lg.jp